特別清算開始

平成３０年（ヒ）第２０１６号
東京都千代田区鍛冶町１丁目６番１号
清算株式会社　ドクターベジタブルジャパン株式会社
代表清算人　村尾　　学
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第２０１７号
東京都台東区蔵前４丁目20番７号
清算株式会社　株式会社シナダオリジナル
代表清算人　品田　雄史
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第３００８号
大阪市平野区平野西５丁目９番10号
清算株式会社　株式会社ウサミプランニング
代表清算人　宇佐美真一
１　決定年月日　平成30年３月12日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０４０号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社ＳＫＴ商事
代表清算人　佐藤　英人
１　決定年月日　平成30年３月12日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条　協定債権者の一部に対する弁済
１　清算株式会社は、協定債権者のうち、やまびこ債権回収株式会社（以下「甲」という。）に対し、678円を本協定の認可の決定が確定した日から１週間以内に弁済する。
２　清算株式会社は、協定債権者のうち、長野県信用保証協会（以下「乙」という。）に対し、401円を本協定の認可の決定が確定した日から１週間以内に弁済する。
第２条　債務免除
１　甲は、前条１項の弁済がなされたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
２　乙は、前条２項の弁済がなされたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　甲及び乙を除く各協定債権者は、本協定の認可の決定が確定したときは、清算株式会社に対し、各協定債権の全額につき、その債務を免除する。
第３条　新たに財産が発見された場合の特則
第１条の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、甲及び乙に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を甲及び乙の各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、甲及び乙が第２条第１項又は第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第４条　弁済の場所
本協定による弁済は、各協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第５条　特別清算開始決定日前の弁済の確認
１　新設分割による弁済
各協定債権者は、清算株式会社の平成28年５月２日付け新設分割に伴う新設会社株式の譲渡代金により、申立外第八十二銀行が、337万0851円、同長野銀行が12万9149円の弁済を受けたことを確認する。
２　不動産売却による弁済の確認
各協定債権者は、清算株式会社が所有する不動産及び富田景子が所有する不動産の各売却代金により、申立外日本政策金融公庫が、3149万6000円、申立外第八十二銀行が950万4000円の弁済を受けたことを確認する。
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２９年（再）第１９号
東京都目黒区東山２丁目３番２号
再生債務者　株式会社ＣＯＤＥ．９
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　すべての発行済株式である普通株式200株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
３　減少する資本金の額　資本金1000万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　下記７の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が最初の出資をした日
５　募集株式の数　1000株
６　募集株式の払込金額　募集株式１株につき金５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定確定の日から１か月
８　増加する資本金の額　金5000万円
９　増加する資本準備金の額　金０円
平成29年10月31日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２９年（再）第１号
静岡県袋井市山崎4747番地
再生債務者　有限会社村松研磨工業
１　決議に付する計画案　平成29年11月６日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成30年５月10日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成30年４月25日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成30年４月18日
６　議決権者確定の基準日　平成30年４月11日
平成30年３月８日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

平成２９年（再）第４号
静岡県袋井市浅羽2125番地の15
再生債務者　寺坂　正弘
１　決議に付する計画案　平成29年11月６日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成30年５月10日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成30年４月25日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成30年４月18日
６　議決権者確定の基準日　平成30年４月11日
平成30年３月８日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２９年（再イ）第１１７号
埼玉県狭山市入間川２―11―３　レオパレスストリートハウス101
再生債務者　土屋　大介
１　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月29日まで
４　一般異議申述期間　平成30年４月12日から平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第２２号
埼玉県坂戸市柳町９番４―７号
再生債務者　辻　　充
１　決定年月日時　平成30年３月８日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月29日まで
４　一般異議申述期間　平成30年４月12日から平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（再イ）第１９号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘６丁目745番地の７
再生債務者　金子　幸輝
１　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年３月30日まで
４　一般異議申述期間　平成30年４月13日から平成30年４月23日まで
さいたま地方裁判所川越支部